



結継国際協同組合 JPC

日本企業のグローバル化をサポートいたします。
Support the globalization of Japanese companies.

組合概要_OUTLINE

結継国際協同組合は地域の経済発展と活性化、組合員の国際感覚及び企業の生産性の向上を目的に設立いたしました。

組合活動の一つとしての外国人技能実習生の受入れ事業は、開発途上国などの若者を日本企業に受け入れ、日本の優れた技術・技能移転を通じ、各国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っております。

この外国人技能実習生制度を主軸とし、経営コンサルティング業、共同購買などのサービスを提供し、時代の潮流を見つめながら、積極的に事業展開を行ってまいります。

皆様方におかれましても、当組合の事業活動に対し深いご理解をいただき、ご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

代表理事 田村 政義

組合概要_OUTLINE

組合名称	結継国際協同組合	業種	建設関連業(22職種33作業)
所在地	〒272-0832 千葉県市川市曾谷5-6-16 2F	事業目的	(1) 組合員の取り扱う建設資材及び消耗品等の共同購入 (2) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入れ事業 (3) 外国人技能実習生共同受入れに係る職業紹介事業 (4) 組合員に対する事業資金の貸し付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (7) 組合員の福利厚生に関する事業 (8) 前各号の事業に付随する事業
連絡先	TEL:047-701-8615 FAX:047-701-8618		
代表理事	田村 政義		
設立	令和元年 12月3日		
許可省庁	厚生労働省、法務省		
許可地域	東京都、埼玉県、千葉県		
許可番号	許可年月日: 令和2年9月24日 特定監理団体 許1904000498		

結継国際協同組合について ABOUT US

結継国際協同組合の特徴

わたしたち結継国際協同組合は外国人技能実習生の受け入れ事業と経営コンサルティング業を行っております。地域の企業さまの更なる発展を目指してバックアップしてまいります。

外国人技能実習制度とは

一定期間において、企業は技能実習生を雇用、技能実習生は日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟する国際貢献の制度です。

受け入れのメリット

外国人技能実習生を受け入れる事により、諸外国の若い人材育成を通じて社会貢献に参加することが出来ます。実習期間3年という期限が設けられている為、彼らの仕事の習熟に対する意識は高く、社内全体の活性化にも繋がります。

経営コンサルティング事業

当組合では組合員が必要とする資材や作業着などの消耗品の共同購買事業、仕事及び各資格者、作業員、オペレーター(専門職)の斡旋など、仕事の紹介、人手不足を補う為のサポートを連携して進めて参ります。建設業のダイバーシティとして幅広く組合員をサポートいたします。

結継国際協同組合について ABOUT US

経営コンサルティング事業

当組合は行政書士・弁護士・税理士まで、万全の士業連携体制を整えております。各種お困りごとにあわせて、経営に関する様々な場面で最適なサポートをご提供いたします。

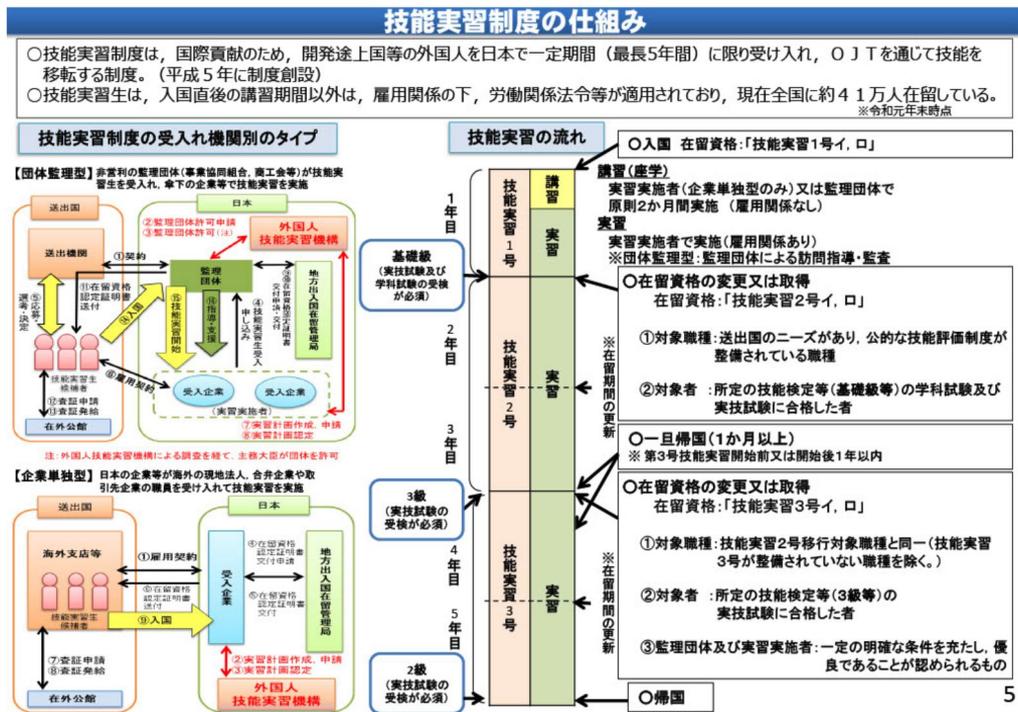
【各種提携先 ご紹介】

法人設立、営業許認可などの書類作成・提出サポート		各種法律相談、契約書・就業規則作成などのサポート	税務・会計顧問、開業支援、その他税務に関するサポート
行政書士杉本事務所	安永行政書士事務所	DK総合法律事務所	小澤会計事務所
行政書士 杉本 友則	行政書士 海事代理士 安永 義仁	弁護士 宮崎 大輔	税理士 小澤 覚 税理士 竹島 亜洋

制度のご案内_INTERNSHIP

外国人技能実習制度の仕組み

一般的に技能実習生の受入れを希望する企業様は、当組合のような監理団体を通じて受け入れることができます。実際に技能実習が開始されるまでには監理団体の他、「外国人技能実習機構」「送り出し機関」といった組織とも関わりながら受入れ・入国の準備を進めていきます。入国した技能実習生は、実習実施者(受け入れ企業様)と雇用関係を結び、実践的な能力を高めるために最長5年の技能実習に入ります。(当組合においては最長3年となります。)



制度のご案内_INTERNSHIP

受け入れまでの流れ

お問い合わせから企業配属までの流れをご説明いたします。「技能実習生を受け入れたい」と思っても、実際に受け入れを開始するまでには多くのステップがあります。技能実習生は日本での生活に適応するため、事前に数ヶ月は日本語や日本の教養などを学ばなければなりません。受け入れ先となる企業様もまた、そんな技能実習生を温かく迎えらるよう十分な準備が必要となります。当組合はそんな企業様と技能実習生をサポートし、受け入れまでの各ステップで必要な準備やご不明な点などにお応えいたします。

(1)お申込み	(2)現地での面接	(3)外国人技能実習機構への申請(約2ヶ月)	(4)出入国在留管理庁に申請(約1~2ヶ月)	(5)ビザ発給・入国・配属
外国人技能実習生採用に関するご要望をヒアリングいたします。	現地にて面談・面接を実施していただきます。仕事内容などを技能実習生候補者にご説明いたします。 ※技能実習生候補者は現地で日本語学習など、入国前に事前講習を約2~5ヶ月受講しています。	技能実習計画認定申請を行います。申請書類は当組合の指導のもと作成していただきます。	在留資格認定証明書を取得します。申請書類の作成は当組合よりサポートさせていただきます。	現地の大使館、領事館に送り出し機関を通じてビザの発給の申請をします。入国後は、当組合の管理の元、約1ヶ月の入国後講習を受講します。その後、実習実施者(受け入れ企業)に直接雇用の職員として配属されます。

制度のご案内_INTERNSHIP

受け入れ要件

【受入れ人数枠(技能実習1号の人数)】

※1年目の採用人数枠とお考え下さい。

企業の常勤職員数	受入可能技能実習生数
201～300人以下	15人
101～200人以下	10人
51～100人以下	6人
41～50人以下	5人
31～40人以下	4人
30人以下	3人

【受け入れに必要な要件(建設業の場合)】

- ・建設許可証
 - ・建設キャリアアップシステムへの登録
(申請者、技能実習生)
 - ・技能実習生への月給制での給与支払い
 - ・技能実習責任者講習受講(受け入れ企業の責任者)
- その他、詳細に関しては担当者までお申し付けください。